

千葉県学校薬剤師会からのお知らせ

令和元年7月1日付け元初健食第9号で、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から学校保健安全法施行規則等の一部改正がありました。

(10) 照度 日本工業規格

↓

日本産業規格に**名称が改正**

平成30年4月1日施行 学校環境衛生基準の一部改正について、再度ご確認ください。

*文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 健康教育調査官 小出先生 PPより

◆なぜ改正になったか？

[学校保健安全法 附則第二条]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

↓

◆平成21年度以降の学校環境衛生基準に関する状況の変化

※机、いすの検査方法に用いる座高の測定が平成28

年度の健康診断の必須項目から削除されたこと。

※学校における温度やICT環境の整備等学習環境の変化に対する意見・要望等を踏まえ、学校保健安全法附則第2条の規定に基づき、平成28年度に有識者会議を設置し、基準全般について検討を行った結果を踏まえて基準が一部改正となりました。

【学校環境衛生基準で改正された項目について】

1. 温度の基準
2. 温度、相対湿度及び気流の検査方法
3. 浮遊粉じん
4. 照度
5. 飲料水の水質（有機物等）
6. 机、いすの高さ
7. 水泳プールの水質（有機物等）
8. 総トリハロメタン
9. 単位リットルの記載

*基準値は千葉県薬剤師会作成「学校環境衛生のしおり2018」を参照して下さい（HP掲載あり）

【基準について】

学校環境衛生基準	
学校環境衛生基準は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準	
検査項目	基準
(1) 換気 (2) 温度 (3) 相対湿度 (5) 気流 (7) 二酸化窒素 (10) 照度 (12) 騒音	「~であることが望ましい」
(4) 浮遊粉じん (6) 一酸化炭素 (8) 揮発性有機化合物 (9) ダニ又はダニアレルゲン (11) まぶしさ	「~であること」

「~であることが望ましい」

・周囲の環境等に影響されやすい数値であり、概ねその基準を遵守することが望ましいとされているもの

「~であること」

・この数値を超えると児童生徒等への健康への影響が大きいと考えられるもの
 ・他の法律において同様に「~であること」等と定められているもの
 ⇒ 守られるべき値として示している。

【学校における薬品管理について】

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
保健管理係より、毒物及び劇物の盗難又は紛失防
止に係わる留意事項について、各関係課局へ事務
連絡がありました。

1. 学校における薬品管理の徹底①

保管場所、運搬時における盗難、紛失防止及
び盗難、紛失時の対応

2. 学校における薬品管理の徹底②

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化
化学物質 11 品目の学校等における管理強化を
一層推進する

塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム
硝酸 硫酸 塩酸 過酸化水素
硝酸アンモニウム 尿素 アセトン
ヘキサミン 硝酸カリウム

*定期的な数量の確認と簿冊等による確実
な管理を行うこと

*施錠設備のある保管場所への保管と確実
な施錠を行うこと

*学生等のみでの保管場所への立入り及び
取扱いを禁止すること

3. 学校における事例（報道）

【デジタル教科書の活用開始】

※学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年
法律第 39 号）等の関係法令が平成 31 年 4 月 1 日
に施行されました。

検定済教科書の内容の全てを記録したデジタル
教科書を教科書会社が発行していれば、デジタ
ル教科書による授業時数が各学年各教科の授業
時数の 2 分の 1 を下回る範囲で使用できる。

また、視覚障害や発達障害などで紙の教科書に
よる学習が困難な児童生徒が、デジタル教科書
の文字拡大や音声読み上げなどの機能を使うこと
で困難を低減できる場合には、授業の全部でデ
ジタル教科書を使用できるようになりました。

【照度の基準】 (イ) (エ) (オ) 略

(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、
300lx (ルクス) とする。

近年における学校等に保管されている毒物、劇物等
の化学物質を窃取された事案等の報道

○平成28年1月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案
宮崎県内の高校において、1階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察に通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った500ミリリットルの瓶3本や硝酸の入った500ミリリットルの瓶3本等が盗まれた。

○平成30年1月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案
中学校生徒が理科の実験で使う水銀約500グラム(40CC)を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管し、記録簿に使用日を記入するが、教諭は記入を怠っていた。

○平成30年8月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案
過酸化アセトン(TATP)や四硝酸エリスリトール(ETN)を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていた。逮捕後、原料について「多くは、通っていた高校から取ってきた」と供述。